

とよなかの市民活動 共同デスク

2012年4月 発行 第3号

とよなかの市民活動・共同デスク実行委員会

- (社福) 豊中市社会福祉協議会
 - (財) とよなか国際交流協会
 - (財) とよなか男女共同参画推進財団
 - (特活) とよなか市民環境会議アジェンダ21
 - (特活) とよなか市民活動ネットきずな(事務局)
- TEL&FAX: 06-6848-8989

2012年度もよろしくお祈いします

2012年度がはじまりました。昨年度に引き続き、この共同デスクを発行していきます。よろしくお祈いします。

各団体から出版物を発行しました

アジェンダ21



「市民活動 応援ブック」

2011年度マネジメント講座(豊中市・とよなか市民環境会議アジェンダ21が協働で開催)で市民活動の組織運営に必要なヒントを盛り込んだテキストブックを作成し、講座で利用しました。

このテキストブックを改訂して、市内で活動する団体が広く活用していただけるように、発行しました。市民活動情報サロンで無料配布するとともに、豊中市ホームページで公開しています。ぜひご利用ください。

社会福祉協議会

男女共同参画推進財団



「とよなか女性防災ノート」

豊中の行政、市民団体、民間企業が連携し内閣府「平成23年度地域における男女共同参画連携支援事業」により、作成しました。阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめ災害のなかで女性たちも厳しい状況におかれまして。女性が災害時に直面するリスクを共有し、女性の視点で防災を考えると共に、災害時に要援護者となる人々への配慮も大切です。女性の視点を活かすことで、地域全体の防災力を高めていくことをめざします。

国際交流協会



「私たちの 3.11〜豊中に避難してきた人たちの東日本大震災〜」

豊中市へ避難された10人の方の体験談や社協の支援活動の記録。

パーソナルサポート事業としての被災者支援事例を紹介しています。全国で避難生活されている被災者支援へのヒントがいっぱいです。

頒価800円 ※収益は東日本大震災の復興支援事業に寄附します。



「外国人のための多言語相談サービス5年間のまとめ」

5月に発行します。どのような人々からの相談が寄せられているか、その内容や傾向、それに対する相談対応について詳しく述べています。また、相談の背景にある社会的な状況や問題についても触れられているので多くの方に地域の外国人はどのような悩みを抱えているのかを知ることができる一冊です。



豊中市社会福祉協議会

3.11 復興支援イベントを開きました

3月11日、豊中市社会福祉協議会が、関係団体の人たちと共に「3.11 復興支援街頭募金・支援の集い」を開催しました。街頭募金では、雨が降る寒い中にも関わらず、多くの市民の皆様にご協力をいただきました。

「第1部 街頭募金」は、15時30分～17時まで、蛸池駅前、豊中駅前、岡町駅前、曾根駅前、服部駅前、庄内駅前、千里中央駅前、緑地公園駅前で行い、272名が参加しました。

また、「第2部 支援のつどい」を18時から18時45分まで、豊中市すこやかプラザで開催、129名が参加しました。

募金合計は、696,000円(第1部・第2部合わせて)全額を被災県(岩手県・宮城県・福島県)の県災害ボランティアセンターへの支援のため、均等に分け送金いたします。

写真上は、街頭募金の様子(庄内駅)、下は、支援のつどい(豊中市すこやかプラザ)。

東日本大震災から1年が経過しましたが、被災地においては、今なお様々な復興支援活動が続けられており、今後も息の長い支援が必要とされています。豊中市社協では、これからも被災地並びに被災者に心を寄せた支援活動を行ってまいりますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



とよなか国際交流協会

4月1日から公益財団法人に

とよなか国際交流協会は、2012年4月1日からは公益財団法人として、活動を展開していきます。協会が「公益財団法人」を目指すこととした主な理由は、協会のミッションの下に行っている事業はすべて不特定多数の利益に寄与する公益目的のものであり、将来的にその性質が変わらないこと等です。

公益法人認定の申請に際して、「地域における市民の主体的な参加による人権尊重を基調とした多文化共生社会を創出する事業」を公益目的事業として位置づけ、また、公益目的事業費が全体の過半数を占めることなど18項目の基準をクリアするため、大阪府と相談を重ね、3月26日認定されました。

とよなか男女共同参画推進財団

2013年4月に一般財団法人移行の方針

とよなか男女共同参画推進財団は、法人制度改革について、2011年12月の理事会・評議員会において、2013年4月1日に一般財団法人へ移行する方針が決議されました。これに伴い、2011年度から一般財団法人への移行に伴う様々な手続き・準備をしておりますが、引き続き2012年度も一般財団法人認可申請に伴う業務を計画的に実施し、大阪府から移行認可を受ける予定です。

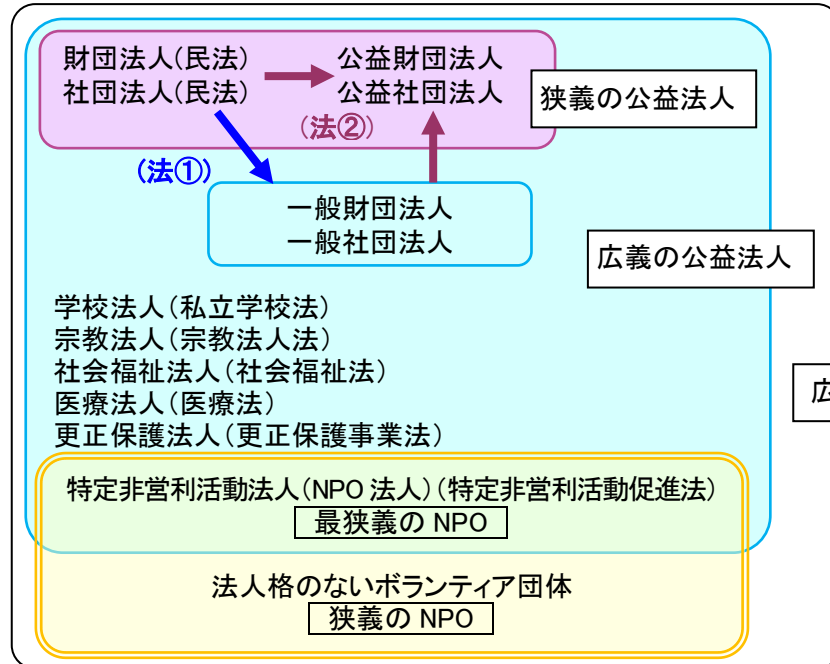
公益法人改革とは

「公益法人」(社団法人・財団法人)は、明治29年の民法に税制上の優遇措置がある法人として定められて以来、行政や営利企業だけでは、充足できない社会ニーズに対応する多様なサービスを提供してきました。

法人の設立が担当官庁の許可主義のため、指導監督が縦割りで煩雑、情報開示が不十分、公益性の判断基準が不明確などの問題等、様々な指摘や批判がありました。

このため、政府は、2006年「公益法人制度改革関連三法」(一般社団法人・財団法人法、公益法人認定法、関係法律の整備法(いずれも略称))を制定(2008年12月施行)。法人設立は、登記すれば、一般社団法人又は一般財団法人として成立、税優遇等を伴う「公益法人」の認定は、公益法人認定法による手続としました。旧社団法人・旧財団法人は、2013年11月30日までに新法人へ移行等を行うことになりました。

「NPO」と「公益法人」の関係イメージ



行政でも営利企業でもない民の立場で社会の非営利・公益活動を行う団体は、NPOとか、公益法人など、様々な言い方がされます。

左図の分類では、公益法人は、狭義と広義の2つに区分、NPOはNonprofit Organization 非営利団体の略称で、最狭義のNPOから広義のNPOまで3つに区分しました。

図示していませんが、生活協同組合や地縁団体、労働組合なども、非営利団体ですから、最広義のNPOになります。

2008年12月施行の法人制度改革は、この図の上の方の、狭義の公益法人が対象です。

法①=一般社団法人・財団法人法。法②=公益法人認定法。

特定非営利活動促進法(NPO法)にかかる事務 大阪府から豊中市に権限移譲

2012年4月よりNPO法人の設立認証などの事務権限が大阪府から豊中市に移譲されました。このため、豊中市に事務所を置くNPO法人に係る申請や届出の提出先が大阪府から豊中市に変わります。

※ この壁新聞は、5つの中間支援団体のとりくみを、分野をこえて情報発信しようと考えた取り組みです。